

Title	フイヒテの経済観 (下)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1714(64)- 1720(70)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フイヒテの經濟觀(下)

阿部 秀助

六

フイヒテ其人の見る處によれば總て吾人々類の行爲の目的は *Leben zu Können* である、更に突き進んで云へば總てが平等に且つ愉快に生活を維持し繼續することである、即ち彼自からの言を借りて云へば、此國家理性的國家に於ては總てが全體の使僕となり、斯くして彼等は總ての財に對して正當なる分與を受け、其處には特に富める者なきと共に、又た貧しき者もなく、彼等は總て彼等の生活狀態を持續し、此持續はやがて全體の平和的な平等的な持續を保證するものである(一)と、而して以上の要求を徹底的に満足せる爲めフイヒテが設けた經濟行爲の最も主要な範疇は食料品及工業的原料品の獲得と、他は是等の原料を直接、需要者の目的に供する爲めに之れに加工することである、斯くて吾人の生産上に於ける二個の分化作

用は、やがて二個の職業別又は職業的團體更に換言すれば狹義に於ける生産權の所有者と加工權の所有者との區別を生ずるのである、而して以上の兩者間に於ける利害關係の衝突を避くることを目的とする契約の第一條件は、兩者が各自の權限を守つて他を犯さざることである、但、此條件のみにては食料品及工業的原料の供給者は加工者側よりも有利な地位を占むるに至るのである、何んとなれば前者が生活資料の生産者たる結果、殆んど他人の助力に俟たずして自己の生活を維持し得るに對して、後者は自己の生活に必要な資料其者の點より見るも、又、自己が加工するに必要な原料品の點より見るも共に前者の助力に俟つ可きである、斯くして前者が其生活を持續すると共に、後者が同時に其生活條件を満足せしむる爲めには更に第一條件に對する附帶條件として食料品及工業的原料品の供給者は單に自己又は自己の家族の需要を満足せしむるを以て足りとせずして同時に加工者の生活を維持するに足るものを生産し準備し、加工者側の製品に對して之れを交換するのである、但、斯くの如き交換は其範圍の廣くなるにつれて、又、之れが種別の多種多様となるにつれて、自から時間と勞力とを空費する場合多く、此

缺陷を補足する方法は茲に第三の職業別即ち商人階級の存立を可能ならしむるのである、而して此商人階級と以上の兩階級との間に結ばるゝ契約の消極的意義は以上の兩階級が相互に直接的取引をなさざることで、之れが積極的意義としてその代りに彼等が必要とするものを求むるのである、此場合に於て之れが價格の標準とばるものは以上の兩階級が直接的に交換する場合の價格以外に更に商人が其生活費を併せ算入することによつて齎らさるゝものである、要するに吾人々類の種々の行爲を契約的に結合し同時に分業の發達につれて更に幾多の部分に分派する以上の三職業はフイヒテの云ふ處によれば國家の根本的要素である、次ぎに理性的國家が斯くの如き經濟組織に對して、果して如何なる特殊な經濟的任務を有するやに就きて見るに、理性的國家は經濟上、自供、自足的と非自供、自足的とを有しフイヒテは或點迄の後者を以て總ての文化的發達を意味するものとなし、之れに反して前者を以て半ば野蠻の陋態を脱せざるものとなし、隨つて國家としては國民をして人らしき享樂を獲得せしむる爲めに分業的生產を充分に發達せ

しめ且つ組織す可しと云ふにあるのである、而して國家が生産的方面に對して採る可き態度の一は食料品、原料品及加工品の方面を通じて之れが需要供給の數量的關係を確定せしむることである、即ち其一例を擧ぐれば農民は單に自己の爲めに食料品又は原料品を生産するを以て足れりとせずして同時自余の職業團體の需要を満足せしむることを必要の條件とするのである、更に國家のなす可き第二の點は總ての者は生存上同等の權利を附與せらるゝを以て生産上に於ても先づ一部の需要に供せらるゝ奢侈品を製造する以前に各人の日常生活にとりて必要なものを生産する、即ちフイヒテ其人の言を借りて云へば「農業に引き去られ工業に提供せられ能ふ人力は先づ必須缺く可からざるものゝ勞働に向けらる可きもので、殘餘の者が左迄必要なき所謂奢侈的慾望に向けらるゝのである、斯くの如きは國家にとりての第二の明白な效果である、…其處には或一人が莊麗な住宅を構ふる以前に總ての者が満足に且つ確實に住まひ得ることが先決條件である、又或一人が美はしく装ふ以前に總ての者が氣樂に且つ暖かく装ふことが必要である」(二)と、此點より見れば彼れの國家的概念中に存する Synthese は之が經濟的要

求に於て個人の地位が著しく社會其者の中に没頭せることを認めざるを得ざるのである、最後にフイヒテ其人は、物の値段及交換的手段に對して果して如何なる見解を抱きしやに就きて見るに、彼れの理性的國家は吾人が既に前に述べた如く財の交換を肯定せる社會で、此社會に於ける物の値段に就きての彼自からの考察は、凡そ吾人の知る範圍に於て經驗的な物の値段は財其者の眞の價値の只だ不完全にして動搖せる表現に過ぎぬのである、而して財の眞の價値は其財の客觀的な性質中に存せる自然的價値で同時に之れが財其者の規範的價値を意味するものなりと云ふのである、之れを要するに絶對的價値と自然的價値とを同一視し、兩者を以て吾人が存在の同一な客觀的な範疇たらしめし點に於て彼れは彼れが攻撃して止まざる獨斷論的餘臭を脱せずと云ふ可きである、次に生活の可能性を以て吾人が行爲の目的とする彼れにとつて財の價値の大小を決定するものは主として之れによつて持續せらるゝ生活時期の長短である、試みにフイヒテ自からが二種の食料品の價値に就きて論じた點を見るに肉類は食料品として麵麩よりもより大なる内的價値を有してゐるのである、何んとなれば前者のより少き量が後

者のより多き量より營養時期長きに互るを以てある、斯くして平均一日間の營養となり得る肉類の一定量は同時間の營養を持續し得る穀物の量によつて測定し得ると云ふのであるが、然し茲に論せられてゐる「麵麩」「肉類」「穀物」は何れも抽象的な概念であつて之を實際に見る場合に於ては假りに彼れの理性的國家が何れの場所、何れの時にても需要供給上正當なる關係を保ち得るとするも、其他に穀物栽培または牧畜地に供せらる土地の甚しく異なる状態は、自から之れが生産費の相違となつて其間に標準的な價値を見出すことは不可能となるのである、又た彼れは財或は生産的手段の稀有性が價値其者を構成する主要な要素たる點に就きても全然之れを顧みなかつたのである、次にフイヒテは物價動搖の根本的な原因を以て國民經濟が世界經濟化する點に存すると見做してゐるのである、換言すれば兩經濟の接觸は一國の生産及分配に對する正當なる調節を打破し妨害するものなる故國民經濟上の正當な價値及所有關係を維持する爲めには鎖國政策を實現することが必要であると云ふのである、斯くて國民が總ての商業上の關係に於て外國の手を離れ國家其者が經濟的法律的關係に於て殆んど、國外の影響を

被むらない特殊な地位を占むる結果、國家其者は之れが意識の命ずる處によつて其經濟的要求を充實し得るとなすのである、而して此封鎖的商業國が外國との關係を離れた場合に於て第一に實現せらる可きことは其材料の點よりして内地取引の用にのみ供せらるゝ其國獨特の貨幣を鑄造することである、貨幣に於ける地金の價值を除くことは之れが輸出能力をそぐことで、輸出能力をそぐことは貨幣價值調節の根本的條件たりと云ふのである、尙ほ貨幣價值決定の理由に就きては彼れは數量論の主張者で、貨幣が商品價格の代表者たることは或時期に於ける貨幣の總額は同時期に流通せる商品の總價格に相當せざる可からずとなせるものである、之れを要するにフイロテ其人の貨幣論の特徴とする處は社會主義的原則の上に築かんとする國家組織の内部に出来るだけ個人の存在物に對する行動即ち出来るだけ個人の需要滿足を確保せんとするものである、斯くて理性的國家に於ける貨幣の肯定は、やがて此國家が個人主義と共產主義との Synthese を實際化せんとするものである。

(一) Fichte, Sämmtliche Werke, BIV, s. 419.

(二) Fichte, Sämmtliche Werke, BIV, s. 408-409.

株式會社發起人論 (四)

西本辰之助

第五章 發起人組合

第一 商法に所謂發起人とは各發起人を云ふや或は發起人組合を云ふやに就きては議論ありと雖も各發起人を指稱するものと解するを正當とす之を商法の各條に就きて檢するに第百十九條に「株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス」との規定に於ける發起人は各個人たる發起人を指すこと明かなり發起人を以て發起人組合の意義に解するときは「七人以上ノ發起人」なる文句は意義を成さず「七人以上ノ組合員ヨリ成ル發起人」と規定すべき筈なり又第百二十條に於て「發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス」と規定し定款の記載事項として發起人の氏名住所を挙げたり若し發起人が組合ならば組合か署名を爲すは不可能なるか故發起人をして定款に署名せしむる規定は無意義なり發起人の氏名住所なる文句も亦發起人なる語を以て個々の發起人の意義